

平成十三年文部科学省令第四十三号

独立行政法人教職員支援機構に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七号、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人教員研修センターに関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その旨及びその理由

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号。以下「機構法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項

二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項

三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項

四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項

六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

七 業務委託の基準

八 競争入札その他の契約に関する基本的事項

九 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第六条及び第七条 削除

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができます。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。
(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に對応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に對応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合は、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
(事業報告書の作成)

第十一条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 機構の目的及び業務内容

2 一 国の政策における機構の位置付け及び役割

3 二 機構目標の概要

4 三 理事長の理念並びに運営上方針及び戦略

5 四 中期目標の概要

六 五 中期計画及び年度計画の概要

七 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

八 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

九 八 業績の適正な評価に資する情報

十 八 業務の成果及び当該業務に要した資源

十一 九 予算及び決算の概要

十二 十 財務諸表の要約

十三 十一 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十四 十二 内部統制の運用状況

十五 十三 機構に関する基礎的な情報 (財務諸表の閲覧期間)

第十二条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。
(短期借入金の認可の申請)

第十三条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第一項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 一 借入れ又は借換えの認可を受けるとき

二 二 借入先又は借換先

三 三 借入れ又は借換えの利率

- 五 償還の方法及び期限**
- 六 利息の支払いの方法及び期限**
- 七 その他必要な事項**
- (通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)
- 第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。**
- (通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)
- 第十四条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。**
- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
 - 二 処分等の条件
 - 三 処分等の方法
- 四 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由**
- (通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)
- 第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。**
- 2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定について、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。
- 第十五条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。**
- 附 則**
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。**
- (成立の際の会計処理の特例)
- 第二条 センターの成立の際センターに対し出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとする。**
- (業務の特例に係る業務方法書の記載事項)
- 第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。**
- 附 則（平成二十二年一月二十六日文部科学省令第二一号）抄**
- （施行期日）**
- 第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。**
- (業務実績等報告書の作成に係る経過措置)
- 第二条**
- 2 通則法改正法附則第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。
- 一から七まで 略

八 独立行政法人教員研修センターに関する省令第五条第一項
 (業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。
 一から十一まで 略

十二 独立行政法人教員研修センターに関する省令第十条の二 第三項
 (施行期日) 附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第二三号) 抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一一号)
 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

- 一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二
- 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令第十条及び第十条の二
- 三 独立行政法人大学入試センターに関する省令第十条及び第十条の二
- 四 独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 五 独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第十条及び第十条の二
- 六 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条及び第十条の二
- 七 国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令第十条及び第十条の二
- 八 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令第六条及び第六条の二
- 九 国立研究開発法人国立美術館に関する省令第十条及び第十条の二
- 十 独立行政法人国立文化財機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 十一 独立行政法人国立文化財機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 十二 独立行政法人教職員支援機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 十三 国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 十四 独立行政法人日本学術振興会に関する省令第十条及び第十条の二
- 十五 国立研究開発法人理化学研究所に関する省令第十条及び第十条の二
- 十六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条及び第十条の二
- 十七 独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十条及び第十条の二
- 十八 独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 十九 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 二十 国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第十条及び第十条の二
- 二十一 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条及び第十条の二